

浜田市議会議長様

パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情

浜田市では重要な市の政策や計画について決定する際、最終的な決定前に広く市民にその計画等の案を示し、パブリックコメント制度として市民等に意見を募集しています。このパブリックコメント制度のルールとして、市のホームページに浜田市パブリックコメント制度実施要綱が載っており、第9条2項として「市長は、最終的な意思決定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。(1)提出された意見の概要、(2)提出された意見に対する市の考え方、(3)政策等の案を修正した時は、その修正内容及び理由」と定めています。また、市のホームページには、「パブリックコメント制度の流れ」という図が載っており、これによると、反映する意見と反映できない意見に分け、反映できない場合は理由を整理するといった「意見の処理」の後、最終的な案の決定を行った場合、「結果の公表」(ホームページへの掲載や所管課窓口への備え付け等)を行った後、「議会への報告や、議会で議決」をするという順序になっています。

しかし、令和4年3月4日の総務文教委員会に報告された浜田市教育振興計画について、この議会への報告時に於いても、パブリックコメントでどのような意見があったのかや、それらに対する市の考え方、修正の有無や理由を明らかにしないまま、決定した計画についてのみ報告されています。3月4日の総務文教委員会では、教育委員会からは「パブリックコメントの意見募集を行い、4名から17件の意見がありました」だけ報告され、どういう意見があって、どのように処理したのか、反映したのかしていないのかといった説明はありませんでした。この浜田市教育振興計画については、令和4年1月17日から2月16日にかけてパブリックコメントの意見を募集し、2月21日に開かれた教育委員会の会議で最終的な計画を決定(決裁)しているため、2月21日には意見の処理は終了していました。意見を書いた人たちは、意見が計画に反映されたのかどうかや、意見に対して市がどう考えるのか、また反映されていない理由も知ることができないまま、決定した計画だけが示されていたことになり、礼儀を欠いた対応だと感じます。

計画について「なぜ、パブリックコメントの結果の公表が行われないうまま、決定した計画だけが議会に示されているのか?市のホームページのパブリックコメント制度の流れの図と順番が違うのではないか?」と教育委員会に質問したところ、どこにも公表されていない「浜田市パブリックコメント制度の考え方・運用方法の手引き(第5次改訂版)」を示され、P.20 第2項関係(4)公表時期のイに「このため、政策等の最終的な決定(決裁)が終了した時以後(条例などの議決を要するものは、議案提出以後)に意見概要を公表するものです。」とあり、総務文教委員会後の令和4年3月7日に結果の公表をホームページに載せることで問題ないとの説明を受け



した。しかし、この教育振興計画は議会の議決を要するものではないため、議案提出以後である必要はなく、2月21日の最終決定後、速やかに公表していただくべきではないのか？と質問すると、「いつまでに公表するという規定は無い。意見として聞いておく」と回答されました。また、3月7日にホームページに公開された意見の概要と市の考え方には、「修正内容および理由」が載っておらず、「修正内容および理由が載っていないが、どこも修正しなかったのか？」と質問すると、「修正内容および理由を公表するとどこに定められているのか？」と逆に質問されました。ルールを確認せずに事務を処理していることが明らかです。

また、教育振興計画についての最終的な決定を行った教育委員会の会議（2月21日）を非公開で行った理由は、「会議を公開で行った場合、決定内容を議会に示す前にマスコミ等から内容が発表され、議員さんから議会軽視だと言われたことが過去何度もあったので、そういう事態を避けるために非公開で行った。」という説明を受けました。つまり、教育委員会が教育振興計画について、最終的な計画の内容もパブリックコメントの意見やその処理についても、決定後速やかに公表せずにいたのは、これが理由と言えます。議員の方から「議会軽視だ」と言われることを避けるためには、意見を書いた方たちを含め、市民を軽視して良いという考えに思えます。

そもそも、議員の皆さんは市民の代表であり、パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、それらの意見を市がどう処理した上で最終的な計画を定めたのかを気にしている方もいらっしゃると思います。様々な意見があるため、反映するかしないかは担当課や諮問委員会が検討し判断なさることでしょうが、①パブリックコメントに寄せられた意見、②それに対する市の考え方、③修正内容やその理由 のどれも示さず、「最終的な計画だけを示せば、①②③は議会に示す必要が無い」という考え方こそが、議会軽視であり市民軽視ではないかと思えます。議会へ決定した計画を示す前に公表してはいけないという心配をすることに合理性が無く、すでに決定したことは、速やかに公表することで、議員の皆さんも市民もマスコミも同時に知ることができます。公平であり、議会軽視になるはずがありません。君市踏切の工事費激増の例もありますが、「知らせるべきことを、知らせなくても良いという判断をしている場合」が軽視だと思えます。

議会に示すまでに、パブリックコメントの結果の公表を行ったり、修正内容とその理由を公表していれば、意見を書いた人や計画に関心のある市民が、議員さんに「この点について市の考えや説明が良くわからないので質してほしい」といった相談も可能ですが、①も②も③も示されなければそのチャンスも与えていないと言えます。これはフェアなやり方ではありません。

パブリックコメント制度は、協働のまちづくり推進条例に定められた市民参画の方法の一つですが、同じルールで運用されているはずなのに、担当課によっては議会までに①②③をちゃんと示しています。最終的な計画等の決定前には、いろいろ公表できないことは理解できますが、パブリックコメントの意見募集を実施して最終決定

(決裁)が済んだものについては、協働のまちづくり推進条例の目的を果たすため、積極的にわかりやすい情報提供を、なるべく速やかに行っていただけるよう、事実確認の上、ルールの変更も含めて市に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛

